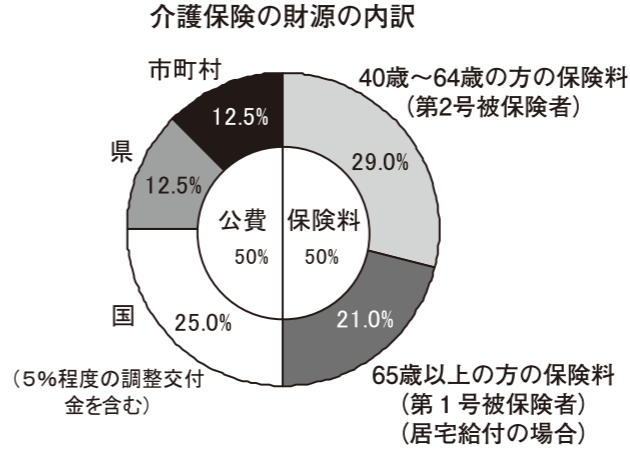


第5期(平成24年度～26年度)の介護保険料が改定されました!

介護保険は、本年度から新たに「第5期介護保険事業計画(平成24年度～26年度)」がスタートしました。これに伴い第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料が見直され、本年度から平成26年度までの介護保険料が決まりましたのでお知らせします。

介護保険の財源は…

介護保険料は、介護を必要とする方が利用する介護サービス費用の財源として使われます。第5期では、介護サービス費用として支払われる「介護保険給付費」全体の21%が65歳以上の方の保険料で賄われます。



介護保険料の決まり方は…
65歳以上の方の保険料は、平成24年度～26年度の3年間に必要な介護サービス費用などから算出された「基準額」をもとに決められます。

基準額＝大里広域で必要な介護サービスの総費用事業費の見込額×65歳以上の方の負担分(21%)÷大里広域圏内に在住の65歳以上の方の人数
*基準額は年額61,200円(月額5,100円)です。

段階別の介護保険料は…

65歳以上の方の介護保険料は下の表のとおりです。
*特例段階：特例として保険料が軽減されます。

第4期の介護保険料と比較すると…

第5期の介護保険料については、新たに所得の少ない方への負担軽減措置とともに、基準額の上昇を抑えるため、第8段階を新設しました。
第4期の基準額は、年額47,800円でしたが第5期の基準額は、61,200円に増額されました。

第5期介護保険料が上昇する原因は？

・65歳以上の方および要介護認定者の人数が増加すること
・介護保険の費用全体のうち、65歳以上の方が納める保険料で賄う割合が、

住民税(町・県民税)についてのお知らせ

6月11日に住民税の納税通知書を発送します。そこで、お問い合わせの多い質問にお答えするとともに、公的年金からの住民税の特別徴収制度についてお知らせします。

住民税Q&A

Q1 私は年金暮らしで、収入や扶養等の控除に変化がないのに住民税が上がったのですが？

A1 所得税では、平成23年中の所得から「公的年金等の収入が400万円以下で、他の所得が20万円以下」の方については確定申告の必要がなくなりました。一方、住民税では、住民税の申告等をしなくて控除額が算入されず、税額が増えてしまう場合があります。この場合は住民税申告をする必要がありますので、必要書類と印鑑を持参のうえ、税務課へお越しください。

Q2 前年度と比べて税額が増えたのですが？

A2 平成24年度から、年少扶養親族(16歳未満の方)に対する扶養控除の廃止や、16歳以上19歳未満の方にかかる特定扶養控除額の縮減(45万円→33万円)等の税制改正がありました。この改正により、控除額が前年より減った方は、所得が同額でも税額が前年度より増えます。また、それ以外でも、前年と比べ「所得額が増える」または「控除額が減る」ことで原則、税額は増えます。控除の申告漏れがないか、お手元の納税通知書等をご確認ください。

Q3 私は昨年退職して、現在も働いていません。それなのに今年も住民税の納税通知書が届いたのですが？

A3 住民税は翌年度課税の制度となっており、1月1日から12月31日までの所得に対して、翌年に課税されます。そのため、現在働いて

20%から21%に引き上げられたこと
・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等が新たに整備されることにより介護保険の費用が増加すること
・介護報酬の改定により介護保険の費用が増加すること
などによるものです。

介護保険に「理解」を…

皆さんの介護保険料は、介護保険を賄う大切な財源です。介護保険は助け合いの精神に基づく社会保険の仕組みです。介護サービスを利用する方が年々増加しており、介護サービスにかかる費用も増

加しています。
介護保険料の納付に、皆様のご理解ご協力をお願いします。
なお、介護保険料を納めないでいると、滞納の期間に応じて保険給付が一時的に差し止められたり、利用者負担が1割から3割に引き上げられるなどの措置がとられます。
介護保険料は納期限内に納付してください。

問い合わせ／大里広域市町村圏組合介護保険課(☎501・1330)、または寄居介護保険事務所(健康福祉課内、☎581・2121内線123)へ。

＜第1号被保険者介護保険料＞

所得段階	対象	第5期(平成24～26年度)保険料年額(月額)	第4期(平成21～23年度)保険料年額(月額)
第1段階	・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 ・生活保護受給者	基準額×0.5 30,600円(2,550円)	基準額×0.5 23,900円(1,992円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.5 30,600円(2,550円)	基準額×0.5 23,900円(1,992円)
特例第3段階(※)	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.7 42,800円(3,567円)	基準額×0.75 35,800円(2,983円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	基準額×0.75 45,900円(3,825円)	
特例第4段階(※)	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.9 55,000円(4,583円)	基準額×0.9 43,000円(3,583円)
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	基準額 61,200円(5,100円)	基準額 47,800円(3,983円)
第5段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の方	基準額×1.25 76,500円(6,375円)	基準額×1.25 59,700円(4,975円)
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額×1.5 91,800円(7,650円)	基準額×1.5 71,700円(5,975円)
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上600万円未満の方	基準額×1.75 107,100円(8,925円)	基準額×1.75 83,600円(6,967円)
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の方	基準額×1.9 116,200円(9,683円)	

(※)特例段階…特例として保険料が軽減されます。

公的年金からの住民税の特別徴収制度について

公的年金からの特別徴収とは、公的年金から特別徴収(天引き)することです。納付方法が異なるだけで、住民税の額は変わりません。特別徴収にならない場合は普通徴収(納付書あるいは口座振替)になります。

対象となる方／平成24年4月1日現在で年齢が65歳以上の公的年金受給者のうち、住民税の納税義務のある方で、年額18万円以上の老齢基礎年金、または老齢年金、退職年金等を受給している方(介護保険料の特別徴収と同様)です。

対象となる税額／公的年金等の所得に対する住民税の所得割額および均等割額です。

給付所得にかかる特別徴収のある方については、均等割額は給付から特別徴収されます。徴収方法／下の表を参照してください。なお、公的年金以外の所得にかかる住民税および年金特徴の対象とならない方の住民税については、従来どおりの方法による納付(給付からの特別徴収や普通徴収)をお願いします。

年金特徴の中止について／次のような場合は、年金からの特別徴収が中止となり、未徴収分を普通徴収(納付書あるいは口座振替)で納めていただきます。

- ・対象となる年金が支給停止となった場合
- ・介護保険料の年金特徴が中止となった場合
- ・年度途中で住民税の額に変更があった場合
- ・他市区町村へ転出、または死亡した場合
- ・その他、年金特徴が困難と認められた場合

今年度、年金特徴が中止されても、翌年度にまた年金特徴の対象となった場合は、年金特徴開始初年度と同様に6、8月は普通徴収となり、10月から年金特徴が再開されます(下の表参照)。

問い合わせ／税務課(☎581・2121内線154)へ。

上半期の年金支給月(4月・6月・8月)は、前年度の下半期の特別徴収税額の3分の1ずつを仮徴収します。						
下半期の年金支給月(10月・12月・2月)は、年税額から当該年度上半期の特別徴収額を差し引いた額の3分の1を本徴収します。						
期別	上半期(仮徴収)			下半期(本徴収)		
年金支給月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収税額	前年度の下半期分の額の3分の1ずつ			年税額から上半期に仮徴収した額を差し引いた額の3分の1ずつ		

上半期分を普通徴収(納付書等で支払う方法)で6月と8月に納めていただき、下半期分を特別徴収で納めていただきます。						
具体的な特別徴収額については納税通知書の2頁をご覧ください。						
徴収方法	普通徴収(納付書等)			特別徴収(天引き)		
期別	上半期			下半期		
年金支給月	6月	8月	10月	12月	2月	
徴収税額	年税額の4分の1ずつ			年税額の6分の1ずつ		